

第六回大会記事

本会才六回大会は、去る五月二日、弘前大学人文学部
に於て開催された。明年の創立十周年を控えて、記念事
業（既報）も着々進行して居り、多数の参加者を得て盛
会であつた。

当日の行事は左の通りである。

◎研究発表会（午前十時 於才二教室）

「津軽永孚の学統」 弘前大寺 羽黄良七郎

（進つて本誌に掲載予定）

「津軽信明の庚申待・甲子待」

弘前実業高校 小館 衷三

（本号に掲載）

「自由民権家角鹿忠四郎について」

名久井農業高校 稲葉 克夫

（進つて本誌に掲載の予定）

「近世交通碑文・追分石小考」

—— スライド使用 ——

弘前南高校 佐藤 仁

（本号に掲載）

◎昼食懇親会（午後〇時三〇分 於会議室）

◎総 会（午後一時三〇分 於会議室）

1 庶務会計報告

2 会則原案審議

3 役員選出

昨年五月三日の才五回大会では中止した研究発表会は、
四氏の熱心な発表をえて、質疑も活潑に行われ、得るところ
大であつた。一般聴衆の参加もあり、才一回（三十
二年十月二日）、才二回（三十四年六月七日）、才三回
（三十五年十月十六日）、才四回（三十七年六月十六、
十七日）——東北史学会大会と併催——と、会を重ねる度
に盛会となり、その充実振りは、本会の発展を象徴するも
のとしてよろこびに堪えない。

昼食懇親会では、和気藹々のうちに会員の近況報告や
花頁の発表があり、北海道・秋田県からの参加者もある。

て有意味な一時を過した。

総会では、庶務会計の報告が承認された後、別掲の会則が審議決定された。十周年を迎えるに当って、本会の運営を円滑にし、一層の発展飛躍を期するためである。また新会則に基いて、会長に人文学部教授宮崎道生博士が推薦され、委員・監事もそれぞれ別掲の通り決定になつた。

役員を代表して、会長より、「周年を期して会の堅実な発展と本誌（三十八号まで発行）の充實を期待する旨の挨拶があつた。

なお、明年は記念大会として、講演会・シンポジウムをも含めた大規模な大会が企画されているので、會員諸賢の積極的な参加が望まれる。

弘前大学国史研究会々則

(下掲)

弘前大学国史研究会役員

会長 宮崎道生

委員 荒井清明 堀名庸一 前地修一

小龍表三 佐藤 仁 月足正朗

唐尾俊哉 (五十音順)

監事 工藤守夫 千葉良一

弘前大学国史研究会会則

才一条 本会は弘前大学国史研究会と称し、国史学を研究するを以て目的とする。

才二条 本会の事務所は弘前大学人文学部国史研究室に置く。

才三条 本会は会の目的に賛同する者をもつて構成する。

才四条 本会は会の目的を達成するため、左の事業を行う。
一、機関誌「弘前大学国史研究」の発行
二、研究発表会の開催

一、研究調査とその成果の公刊

一、他の研究機関との学術交流 一、その他

才五条 本会に左の役員を置く。

一、会長一名 一、委員若干名 一、監事二名

役員は総会において選出し、その任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

才六条 本会に顧問を置くことができる。

才七条 総会は年一回開き、役員を選出および会務の報告を行なふ。

才八条 委員は会務を分掌して会の運営をつかさどる。

委員は必要に応じて会長が招集し、会の運営に必要事項を審議する。

才九条 本会委員は会費并額二百円を納入するものとする。ただし、学生会員はこれを免除する。機関誌代は別注納入するものとする。

才十条 会則の変更は総会の議決を要する。